

川崎市生産緑地地区指定基準

1 川経農第65号

平成元年6月1日

最近改正 平成30年3月20日 29川経農地第397号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づき、生産緑地地区として定める市街化区域内の農地等は、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次の条件に該当するものとする。

- 1 市街化区域内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域であるもの
 - (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
 - (2) 300㎡以上の規模の区域であるもの
 - (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの
- 2 農地等の所有者など利害関係人全員の同意を得ているもの
- 3 次に掲げる要件の一に該当するもの
 - (1) 都市環境の向上の観点から公園緑地等として計画的に確保すべき区域であるもの
 - (2) 公共施設整備計画等において、将来公共施設等の整備が予定されている区域であるもの
 - (3) 生産緑地地区に指定することにより、公害及び災害の防止に相当の効用があると認められる区域にあるもの
 - (4) 新たに生産緑地地区に指定することにより、既に指定された2以上の生産緑地地区の一体化、又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図ら

れるもの等、一団の農地等で良好な都市環境の形成を図る上で必要と認められるもの

(5) 土地の交換分合、農地の造成工事等による土地の集合化により新たに生じた一団の農地等であるもの

(6) 良好な営農状態が長期にわたって維持され、周辺環境との調和が図られているとともに、本市の緑地空間を確保する上で生産緑地地区として保全することが特に必要と認められるもの

4 既に道路、公園等の都市基盤施設が整備されている区域において、土地の有効、高度利用を図るべき地域地区に含まれていないもの

5 土地区画整理事業が施工されている区域または施工された区域内ではないもの（ただし、川崎市生産緑地地区指定基準細目に定める場合は除く。）

附 則

(施行期日)

この指定基準は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指定基準は、平成2年12月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指定基準は、平成3年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指定基準は、平成5年5月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指定基準は、平成7年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指定基準は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準は、平成30年3月20日から施行する。